

# 「宇宙日本食」ロゴマーク 使用要領

## 1. 目的

本要領は、宇宙航空研究開発機構(以下、「JAXA」という。)の審査により、「宇宙日本食」の認証を受けた企業(以下、「認証企業」という。)が、「宇宙日本食」ロゴマーク(以下、「ロゴマーク」という。)を使用するにあたって、必要な事項を定めたものです。

## 2. ロゴマークの使用

認証企業は、本要領に基づき、ロゴマークを使用することができます。

## 3. ロゴマークについて

ロゴマークは、JAXA が保有し、その管理を行います。ロゴマークには、以下の2種類があります。

### ① 認証食品マーク

認証食品マークは、JAXA の審査により、国際宇宙ステーション(以下、「ISS」という。)に滞在する宇宙飛行士の食事として、宇宙日本食に認定された食品に使用することができるマークです。

このマークは、認証を受けた食品と同じ製法により製造されたものであれば、個別包装、または製品が充填された容器そのものが宇宙ステーションに搭載するものと異なる場合でも使用できます。

### ② 搭載食品マーク

搭載食品マークは、JAXA の審査により、ISS に滞在する宇宙飛行士の食事として、宇宙日本食に認定された食品であり、かつ、食品の製法及び個別包装、または製品が充填された容器(ラベル及びベルクロを除く)そのものが、ISS に搭載されるものと同じである食品に使用することができます。

## 4. ロゴマークの使用方法

ロゴマークの使用にあたっては、別途、商品販売時での使用、広報・広告宣伝としての使用を包括した「ロゴマーク利用許諾契約」を、JAXAと締結していただき、JAXAの会計年度(4月～3月)毎に使用実績(認証を受けた食品を市販する場合に、その商品パッケージにロゴマークを使用する際は、認証企業による当該商品の売上高)を報告いただきます。5項に定める使用料は、当該報告に基づきJAXAから請求させていただきます。

また、使用にあたっては、別添の『「宇宙日本食」ロゴマーク使用ガイドライン』を遵守していただきますが、ガイドラインに沿った利用方法であるかどうかを事前に確認させていただきます。ロゴマークの使用方法が分かる図や資料などを JAXA に提出してください。また、商品販売時は、商品のサンプルを JAXA に提出してください。

## 5. ロゴマークの使用料

### ● 商品販売時

#### (1) 使用料の計算方法

ロゴマークの利用料は、ランニングロイヤルティ方式で計算することとします。

JAXA は、JAXA の会計年度ごとに、認証企業によって販売された認証食品、または搭載食品の売上高に対する利用料を、宇宙日本食認証食品ごとに、下記のとおり計算し徴収いたします。

##### ① 社会的貢献が認められる食品

宇宙日本食が要求する保存性(1.5年以上)を維持している食品\*1。

\*1: 1.5年以上の賞味期限を有することで、非常食等の用途に利用が可能。

当該商品の売上高の「一律0.1%」とする。

##### ② 前項①以外の食品

a) 1千万円以下の売上高に対して、当該売上高の2.0%(消費税別途)

b) 売上高が1千万円を超え1億円以下の場合は、上記(1)に加えて、1千万円を超えた分の売上高の1.0%(消費税別途)

c) 売上高が1億円を超える場合は、上記(1)及び(2)に加えて、1億円を超えた分の売上高の0.5%(消費税別途)

#### (2) 売上高の算定方法

認証企業が、宇宙日本食認証食品として複数の食品について認証を受けた場合、認証企業は、売上高をその宇宙日本食認証食品ごとに区分して、相互に独立して売上高を計算し、当該宇宙日本食食品の区分ごと、JAXA に報告してください。

なお、本算定は、認証企業が1つの宇宙日本食認証食品について複数の商品を製造・販売する場合であっても、あくまでも宇宙日本食食品ごとに算定するものとします。

例: ・A食品会社は、粉末飲料として、食品 $\alpha$ 、食品 $\beta$ 、食品 $\gamma$ の3種類について認証を受けているので、 $\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$ ごとの売上について、各々で計算します。

・商品 $\beta$ の中身は同じだが、パッケージのデザインを変えたものについては同一認証食品と考えます。

・1つの認証食品について「認証食品」と「搭載食品」の両方を同時期に販売する場合は、認証食品としては1つのものであるため、同一の「認証食品」として扱います。

#### (3) その他

ミニマム・ロイヤリティは設定いたしません。

### ● 広報・広告宣伝時

「宇宙日本食」の認証を受けた企業のホームページ、企業概要説明書、認証を受けた食品を販売する際の広告宣伝等へのロゴマークの使用は無償とします。

## 6. 使用期間

JAXA より発行する「宇宙日本食認証書」の発行日から、認証有効期間(認証日より5年間)の終了日まで使用することができます。その後、更新審査により認証されなければ、継続してロゴマークを使用することはできません。

## 7. 認証の取り消し等に対する取り扱い

- (1) 宇宙日本食認証企業が、宇宙日本食の認証を取り止めた場合、又は JAXA により宇宙日本食の認証取り消しを受けた場合には、ロゴマークの使用を直ちに中止してください。
- (2) 宇宙日本食の認証を取り止めた場合、又は JAXA により宇宙日本食の認証取り消しを受けた場合には、ロゴマークを表示した印刷物及びホームページ等を完全に消去又は廃棄し、その旨を書面にて JAXA に提出してください。

また、速やかに清刷を復帰し得ない形で完全に消去又は廃棄してください。清刷を提供した外部業者に対しても同様の請求を行ってください。

## 8. ロゴマークを貼付した食品の安全性に関する事故への対応

宇宙日本食認証企業が、ロゴマークを表示した食品について、食品の安全性に関する事故(人の健康に係る被害)等を起こした場合は、国又は国に準ずる機関の指示に従い当該食品の処置を実施すること。また、その結果を JAXA に報告してください。

## 9. 認証番号及び注意書き

認証企業は、「宇宙日本食認証書」に記載された認証番号を、別添の「『宇宙日本食』ロゴマーク使用ガイドライン」に従って、ロゴマークの所定の位置に必ず表示しなくてはなりません。

また、同ガイドラインにて記載する注意書きについても、必ず表示するようにしてください。

## 10. ロゴマーク不正使用への対応

ロゴマークの使い方を、本規定で定めた方法以外で使用した場合が明らかになった場合、JAXA より是正勧告を発出いたします。一定期間を経て是正されない場合は、ロゴマークの使用を直ちに中止するよう JAXA から要請いたします。

ロゴマークの使用を中止する場合には、7項「認証の取り消し等に対する取り扱い」に従い必要な処置を実施してください。

## 11. 問い合わせ

本件に関するご質問は下記のメールアドレスまでお問い合わせください。

宇宙航空研究開発機構 新事業促進センター

メールアドレス [aerospacebiz@jaxa.jp](mailto:aerospacebiz@jaxa.jp)

# 「宇宙日本食」ロゴマーク使用ガイドライン

宇宙航空研究開発機構(以下、「JAXA」という。)の審査により、「宇宙日本食」の認証を受けた企業は、その企業のホームページ、企業概要説明書、および認証を受けた食品のパッケージに、「宇宙日本食」ロゴマーク(以下、「ロゴマーク」という。)を使用することができます。ロゴマークは、このガイドラインに従って使用してください。

## 1. ロゴマークデータの入手方法

---

### 1. 1. ロゴマークデータの使用申込み方法

ロゴマークのご使用の申し込みは、「『宇宙日本食』ロゴマーク 使用要領」10 項に記載されている問合せ先へお申し込みください。使用目的に応じて、必要なデータを JAXA より提供いたします。ご利用申し込みの際には、「ロゴマーク管理者」を選任していただき、登録することが必要です。ロゴマーク管理者は認定証番号 1 件に対して 1 名選任願います。

### 1. 2. 清刷の取り扱い

- (1) ロゴマークは改変することなく、そのままの状態で使用してください。ただし、必ず「宇宙日本食認証書」に記載された認証番号を付加してください。
- (2) 目視により文字の識別が可能な範囲で拡大・縮小可能ですが、縦横比を変えたり変形することはできません。
- (3) ロゴマークデータの複製の保護及び漏洩防止のため適切な管理を行ってください。

## 2. 清刷の管理

---

### 2. 1. 外部業者への清刷の提供

説明書、宣伝用資料等の印刷物及びホームページ等の作成を、外部業者に委託する際は、当ロゴマークガイドラインを遵守させた上で、提供した清刷を使用してください。

1. 3. 1-3. 5項に記述した目的以外で外部業者に清刷又はその複製を提供することはできません。
2. 外部業者は、提供を受けた清刷又はその複製の保護及び漏洩防止のため、適切な管理を行うこととします。
3. 清刷又はその複製を提供した外部業者名を記載した一覧表を作成・管理してください。JAXA が要求した場合には、その一覧表を提出ください。

### 2. 2. 写植の清刷りを使用される際の注意事項

1. 写植(紙媒体の清刷)は印刷物に用いることができます。いかなる場合にも電子的データに加工・編集し、ホームページ・その他電子媒体に変換しないでください。
2. 外部業者に依頼する場合は、JAXA から提供された写植の清刷を外部業者に提供し、1. 2項に準拠してください。

### 3. ロゴマークの表示

---

「宇宙日本食」認証食品マークおよび搭載食品マークは、原則として、認証を受けた食品に限って表示できます。認証を受けた食品以外の食品、認証を受けた食品を製造または販売する組織の封筒、便箋、文房具、見積書等の印刷物、または当該組織の従業員の名刺等には使用できません。組織が「認証」を受けたと誤解されないような方法でご使用ください。なお、ロゴマークの使用にあたっては、『『宇宙日本食』ロゴマーク 使用要領』4項に規定した「ロゴマーク利用許諾契約」を締結していただきます。

#### 3. 1. 新聞、雑誌等の広告への表示

1. 新聞、雑誌等の広告に表示できます。ただし、組織が「認証」を受けたと誤解されないような方法でご使用ください。また、認証を受けている食品名を必ず明記してください。
2. 認証食品・搭載食品マークの下部には、第4項で指定するとおり、認証番号を明記してください。

#### 3. 2. ホームページへの表示

1. 認証を受けている食品を製造している企業は、そのホームページにロゴマークを表示できます。ただし、組織が「認証」を受けたと誤解されないような方法でご使用ください。また、認証を受けている食品名を必ず明記してください。
2. 認証を受けた食品を販売しているホームページの運営者は、その食品名と併記する場合に限り、ロゴマークを表示できます。ロゴマークが使用されているホームページに記載される全ての食品が認証を受けたと誤解されないような方法でご使用下さい。

#### 3. 3. 製品、個別包装、製品が充填された容器への表示

製品、個別包装、製品が充填された容器に表示する場合には、第4項で指定する表示方法で表示してください。

#### 3. 4. パンフレット、カタログ、印刷物等の表示

認証を受けた食品のパンフレット、カタログ等に表示できます。

1. 製品カタログに表示するときには、登録された食品名とロゴマークを関連づけることによって、組織そのものに認証が与えられているというイメージを避ける工夫をしてください(例えば、ロゴマークを食品名(ロゴタイプ等)に極力近い位置に表示する等)。
2. 認証を受けた食品以外の食品を含む総合カタログの場合は、認証を受けた食品を識別できるように表示してください。

#### 3. 5. 文章での公表

文章で「宇宙日本食」認証を受けていることを公表することもできます。その際は、該当する食品名を明記した上で、「宇宙日本食」の認証を受けた、「宇宙日本食の認証取得」等の文章を使用してください。組織が認証されたと誤認される恐れのある不正確な言及、表記とならないように注意してください。

## 4. ロゴマークの使い方

	認証食品マーク	搭載食品マーク
ロゴマーク (カラー)		 (搭載実績なし)      (搭載実績有り)
ロゴマーク (モノクロ)		 (搭載実績なし)      (搭載実績有り)
寸法	高さは(上図 H1)20mm 以上とします。	高さは(上図 H2)16mm(認定番号を除く)以上とします。
色	カラー	■ PANTONE 485 DIC 159 M 90%, Y 95%
	モノクロ	■ PANTONE Cool Gray 11 DIC 653 K 70%
認証番号 (必ず表示してください)	下記に示すように、5 桁で表示してください。 例： 認証番号 123 の場合 JAXA 認証 - 00123	下記に示すように、5 桁で表示してください。 例： 認証番号 123 の場合 JAXA 認証 - 00123
注意書き (必ず表示してください)	ロゴマーク使用時は、ロゴマークの近くに以下の注意書きを必ず付すようにしてください。 ・「本商品は宇宙航空研究開発機構(JAXA)が認証した製法により、製造しておりますが、本商品に関する一切の責任は当社に帰属いたします。」等 ・「実際の宇宙日本食とは、パッケージ等に違いがあります。」等	ロゴマーク使用時は、ロゴマークの近くに以下の注意書きを必ず付すようにしてください。 ・「本商品は宇宙航空研究開発機構(JAXA)が認証した製法により、製造しておりますが、本商品に関する一切の責任は当社に帰属いたします。」等 ・(搭載実績が無い場合)「搭載する宇宙食と同じパッケージを使用しています。」等
その他		搭載実績がある食品の場合には、実績を示す星マークを表示することができます。